

京都スタジアム（仮称）運営権PFI事業導入可能性調査業務に係る公募型プロポーザル
参加表明書の作成に関する質疑に対する回答書

平成29年1月30日

番号	質 疑	回 答
1	【参加表明書及び技術提案書作成要領について】 協力企業は他の応募者と重複することは可能でしょうか。	協力会社等については、他の応募者と重複しても可とします。ただし、業務実施体制(様式3-2)において、協力会社等から予定技術者を選定される場合、他の応募者との技術者の重複は不可とします。技術者が異なる場合は可とします。
2	【参加表明書及び技術提案書作成要領について】 参加表明書の提出以降、技術提案までに（或いは技術提案書の提出時に）、協力企業を追加することは可能でしょうか。	募集要領8その他(2)アに記載のとおり、資料提出後に資料の差替、訂正、再提出をすることはできません。協力会社等について様式3-4に基づき、参加表明時においてのみスポーツ施設整備課で評価することとなりますので、追加提出をすることはできません。